

## 特殊勤務手当の支給について（通達）

最終改正 令和2.4.7 例規務第17号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号。以下「条例」という。）及び職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6-3。以下「規則」という。）に基づき支給される警察職員（以下「職員」という。）に対する特殊勤務手当（以下「手当」という。）の運用については、下記のとおり定め、昭和49年1月1日から実施することとしたから事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、特殊勤務手当受給対象人員の報告について（昭和46.4.30：6京務第442号）の例規通達は廃止する。

### 記

#### 1 手当の趣旨

手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その特殊性に応じて支給するものである。

#### 2 手当の種類、支給要件等

職員に適用される手当の種類、作業名、支給要件等は、別表に定めるところによる。

#### 3 手当の額

条例及び規則に定めるところによる。

#### 4 手当の支給

##### (1) 支給の原則

手当は、前記2に定める作業に従事することを本務とする職員が、当該作業に従事した場合に1日ごと（死体取扱作業にあつては、従事1回（当日中の死体1体の取扱いをいう。）ごと）に支給される。

なお、職員の本務として従事する作業が2以上の作業に該当することとなる場合には、次に掲げる基準による1作業に対してのみ手当が支給される。

ア 最も手当額の高い作業

イ 最も作業回数が多い作業

##### (2) 併給

職員が、次に掲げる作業を同一の機会に行つた場合は、前記4の(1)の規定にかかわらず2以上の作業について併給される。

ア 死体取扱作業と他の作業

イ 夜間特殊業務と他の作業（災害応急作業等を除く。）

ウ 爆発物解体処理等作業と他の作業

エ 緊急呼出事件事故処理作業と他の作業

##### (3) 支給の方法

ア 計算の基礎は、作業の開始をもつて始期とし、作業の終了をもつて終期とする。ただし、手当の額が日額によつて定められている場合において、夜間の作業が午前0時をはさん

で2日にまたがる時は、午前0時の前後をそれぞれ1日とする。

イ 次に掲げる作業については、1日の作業時間が4時間未満の場合は、当該手当額の100分の60が支給される。

(ア) 私服犯罪捜査作業

(イ) 犯罪鑑識作業

(ウ) 無線自動車等運転作業

(エ) 交通捜査作業（人身交通事故事件捜査を除く。）

(オ) 留置施設看守作業

(カ) 特殊機械保守作業

(キ) 特別救助作業

(ク) 爆発物解体処理等作業（規則別表第5の16の項に規定する爆発物解体処理作業及び特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会の定めるものを除く。）

ウ 手当は、勤務又は作業に従事した日の属する月分を翌月の給料日に支給される。

## 5 支給上の留意事項

### (1) 私服犯罪捜査作業

ア 規則別表第2の1の項に規定する日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会が定めるもの（以下「海外犯罪情報収集作業」という。）の場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(ア) 特定の個人又は団体についての犯罪に関する調査のための情報収集であること。

(イ) 当該業務に従事する際には、現地の公的機関等に所属する職員等が同行しないこと。

(ウ) 当該業務に従事する時間が1時間以上であり、かつ、危険な地域において行う業務であること。

イ 規則別表第2の1の項に規定する警衛又は警護の場合とは、指定警護要員が行う身の警衛又は同行の警護に従事した場合をいう。

ウ 規則別表第2の1の項に規定する心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める場合とは、警衛又は警護の業務に従事する場合のうち、天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛の場合をいう。

エ 重大又は悪質な交通事件捜査とは、死亡又は重傷ひき逃げ交通事故事件、暴走族に係る事件、交通特殊事件等の捜査をいう。

### (2) 交通捜査作業

ア 当該作業は、道路上において行う、交通捜査及び交通整理の危険性に着目して手当が支給されるものである。

イ 当該作業のうち交通捜査は、人身交通事故事件その他の交通事件に係る捜査作業（悪質交通違反の取締り（事前に策定される月間計画に基づく、無免許運転、酒気帯び運転、速度超過及び暴走族の取締り及び検問をいう。以下同じ。）を含む。）に限定して支給されるものである。

なお、人身交通事故事件に係る捜査作業には、現場の検証又は実況見分に及ばない現場急行等の初動的措置及び負傷者搬送等の中間的措置は含まれない。

ウ 当該作業のうち交通整理は、悪質交通違反の取締り以外の交通違反の取締り、交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業を支給対象とする。

(3) 死体取扱作業

ア 当該作業は、1体につき、作業従事員を平均5人の基準で予算措置されているので執行上留意すること。

イ 規則別表第2の10の項に規定する損傷の著しい死体とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 熱傷死体又は火傷死体（煙による窒息死等で、損傷していない死体を除く。）

(イ) 手足、頭部、胸部若しくは腹部がれき断され、又は切断された死体

(ウ) 頭部が挫滅し、胸部若しくは腹部から臓器が露出し、又は原形をとどめない程度に損傷した死体

(エ) 腐敗の進行等により、頭髪若しくは表皮が容易に脱落、はく離する死体、表皮の膨隆、うじの発生、軟部組織の崩壊等がみられる死体又はこの状態により更に死後経過が進行した死体（完全に白骨化したものを除く。）

(オ) その他骨が露出するなど著しく損傷している死体又は異臭の著しい死体

(4) 特別救助作業は、出動1回を基礎として支給される。

(5) 爆発物解体処理等作業

ア 爆発物解体処理作業

(ア) 当該作業は、作業の不快感、危険性及び困難性に着目して支給されるものであるので、爆発物等を発見した場合、早期に触発性又は時限性のものでないことが、明らかに判明した後において、当該物件を撤去、運搬、解体する等の作業は、手当の対象から除外される。ただし、爆発物等として解体した結果、爆発物等でないことが判明したときはこの限りでない。

(イ) 当該作業は、爆発物事案1件につき、作業従事員を平均20人の基準で予算措置されているので執行上留意すること。

イ 特殊危険物質処理等作業

(ア) 特殊危険物質とは、サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。）及びサリン以上の又はサリンに準じる強い毒性の有する物質をいう。

(イ) 規則別表第2の16の項に規定する処理作業で人事委員会の定めるものとは、次に掲げる作業をいう。

a 特殊危険物質又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業

b 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散・漏えいのおそれがあるもの

c 特殊危険物質の発散現場又は発散現場と同一の建物内、車両内、船舶内その他の区画された区域内において行う人命救助等の被害防止活動、捜査、鑑識その他の警察活動に係る作業（前記5の(5)のイの(イ)のaに規定する作業を除く。）

(ウ) 規則別表第2の16の項に規定する被害の危険がある区域内において行う作業とは、特殊危険物質の発散等により、被害の危険がある区域内において行う作業（前記5の(5)のイの(イ)に規定する作業を除く。）及び特殊危険物質の発散等はないが、当該物質による被害の危険があると疑うに足る相当な理由があると認められる区域内において行う作業をいう。

(6) 潜水作業

ア 潜水技術の錬磨、修得のための訓練は、当該手当の対象から除外される。

イ 当該作業にいう「潜水器具」とは、ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器、その他の潜水器で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はポンペからの給気を受けるもので、相当長時間潜水作業に従事できる器具をいう。

(7) 緊急呼出事件事故処理作業

ア 当該作業は、突発的に発生した事件事故を処理するため、正規の勤務時間（府の休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）に引続かない時間において、緊急の呼出しにより勤務することを命じられ、犯罪捜査、犯罪鑑識、交通取締り、交通事故処理、爆発物解体処理等、人命救助及び警備の業務に従事する場合（勤務公署又はこれに準じる場所以外から従事する場合に限る。）をいう。

イ 支給対象となる時間は、勤務した時間帯が夜間（午後9時後翌日午前5時前の間をいう。）であるものとする。

ウ 手当を支給する場合の勤務時間帯の始期は、4の(3)のアにかかわらず当該事件事故処理のため呼出しを受けた者のうち最初にその作業に従事した者が作業に着手した時刻とする。

エ 呼出しを受けて従事した当該作業を継続して従事した場合の当該手当支給回数は、従事した日数のいかにかわらず1回として算定するものとする。

オ 呼出しを受けて従事した当該作業が月を超えた場合の当該手当支給回数は、作業を開始した日の属する月の回数として算定するものとする。

(8) 航空機の操縦・搭乗作業

ア 航空機の操縦及び搭乗の時間とは、航空機が離陸の目的で発進したときから着陸して停止したときまでの時間とする。

イ 規則第11条の2第2項第1号及び同項第3号に規定する時間数は、その月の時間数を合算したものにより計算する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てるものとする。

ウ 機動警ら課長は、規則第11条の2第1項各号に掲げる業務に従事した他の所属職員の搭乗時間をとりまとめ、別記様式第7によりその月の25日までに当該業務に従事した職員の所属の長に対して通知すること。

(9) 水防・災害復旧作業

ア 当該作業手当は、暴風雨下において特に危険な水防・災害復旧作業に直接従事した職員に支給される。

イ 水防・災害復旧作業とは次に掲げる作業をいう。

(ア) 破堤等の警戒巡視

(イ) 水防作業現場における水防作業又はその指導監督

(ウ) 災害復旧工事現場における応急復旧作業又はその指導監督

ウ 所属長は、職員が暴風雨下において前記5の(9)のイに掲げる作業に従事したときは、作業の期間、作業人員、作業内容等について速やかに警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に対して連絡をすること。

(10) 災害応急作業等

ア 当該作業等手当は、当該手当の支給対象となる災害が発生した箇所又はその周辺において、災害警備等の作業に直接従事した職員に支給される。

イ 規則第12条第1項第24号に規定する用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(ア) 「異常な自然現象」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象をいう。

(イ) 「事故」とは、火事、爆発、石油等の漏えい若しくは流出、船舶の沈没、建築物等の崩壊その他これらに類するものをいう。

(ウ) 「重大な災害」とは、大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土のり面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害をいう。

ウ 規則第12条第1項第24号に規定する心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものとは、次に掲げる作業をいう。

(ア) 都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害（緊急事態対処要綱の制定について（平成28. 12. 27：例規備一・総・務・生企・地域・刑企・交企・市企第60号）の例規通達別表第1に掲げる緊急事態の区分のうち、大規模な自然災害又は事故災害に該当するものであつて、当該災害により相当多数の死傷者のあるもの（船舶又は海洋施設からの大規模な油流出事故にあつては、人事委員会事務局長が認めるものに限る。）をいう。以下同じ。）が発生した場合において、職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業

(イ) 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会事務局長が認めるもの

エ 規則第12条第2項第24号に規定する著しく危険であると人事委員会が認める場合とは、規則第12条第1項第24号に掲げる作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合であつて人事委員会事務局長が認めるものをいう。

オ 規則第12条第2項第24号に規定する人事委員会が著しく危険であると認める区域とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされたときまでの間における当該区域と同一地域を含む。）であつて人事委員会事務局長が認めるものをいう。

カ 当該作業等手当の支給対象となる災害が発生したときは、当該災害の対策を主管する所属長が、災害の概要等を警務課長を経由して報告すること。

キ 所属長は、職員が当該作業等に従事したときは、作業の期間、作業人員、作業内容等について速やかに警務課長に対して連絡をすること。

#### (11) 銃器犯罪捜査等作業

ア 規則別表第2の21の項に規定する犯人の逮捕等の作業とは、銃器又は銃器と思料される物を使用している犯罪現場において行う現行犯（準現行犯を含む。）逮捕の作業のほか、人質たてこもり事件における人質救出及び当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得の作業をいう。

イ 規則別表第2の21の項に規定する銃器を所持している犯人の逮捕の作業とは、現に銃器を所持している犯人の逮捕の作業をいい、犯人が銃器の収集を趣味とするような、いわゆ

る「ガンマニア」である場合は除くものとする。

ウ 規則別表第2の21の項に規定する固定配置の作業とは、犯罪現場又は逮捕に係る現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が使用している又は使用した銃器の有効射程範囲内にある場所に固定配置の形態で行われる作業をいい、当該犯罪現場又は逮捕に係る現場の周辺において行われる交通整理及び規制、住民の避難誘導、広報の作業を除くものとする。

エ 規則別表第2の21の項に規定する暴力団事務所等とは、銃器を使用した対立抗争事件を起こしている暴力団の組事務所及び暴力団幹部宅をいう。

オ 規則別表第2の21の項に規定する張付け警戒の作業とは、暴力団事務所等の直近において行う固定配置の形態の警戒作業をいい、通常業務の途中において当該事務所等の付近を一定時間の間に数回通過して警戒する等により行われる流動警戒を除くものとする。

カ 規則別表第2の21の項に規定する保護対策の作業とは、保護対象者の直近若しくは周辺に配置して行う警戒作業（当該作業に従事する者としてあらかじめ指定された者が行うものに限る。）又は保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺（以下「保護対象者の住居等周辺」という。）に固定配置して行う警戒作業をいい、保護対象者の住居等周辺における専従流動警戒及び重点警戒を除くものとする。

#### (12) 遠隔地水上警戒業務

ア 規則第11条第1項第22号に規定する遠隔地において行う水上警戒業務で人事委員会が定めるものとは、次に掲げる業務をいう。

(ア) 海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成24年警察庁、海上保安庁告示第1号。以下「平成24年離島告示」という。）18の項に掲げる区域内に存する離島の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）に定める基線をいう。以下同じ。）に基づき設定された領海内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し又は運行する船舶（以下「外国公船」という。）の間近に接近して進路規制・警告等を行う海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒等の業務（後記5の(12)のアの(イ)に掲げる業務を除く。）

(イ) 平成24年離島告示18の項に掲げる区域内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対して逮捕等を行うことを防止するため、当該公船等の間近に接近して進路規制・警告等を行う海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒等の業務

#### イ 併給禁止

同一の日において前記5の(12)のアの(ア)の業務及び同(イ)の業務に従事した場合には、前記5の(12)のアの(イ)の業務に係る手当は支給しない。

ウ 所属長は、職員が前記5の(12)のアの業務に従事したときは、派遣期間、派遣人員、業務種別等について速やかに警務課長に対して連絡をすること。

### 6 受給対象人員の報告

所属長は、次表に掲げる報告内容を、該当する報告月日及び様式に従い、警務課長を經由して報告すること。この場合において、緊急呼出事件事務処理作業については、緊急呼出事件事務処理作業手当整理簿（様式第6）を備え付けその勤務状況を明らかにすること。ただし、該当者のない場合はこの限りでない。

	報 告 内 容	報 告 月 日	様 式
1	報告月の1日現在における受給対象人員 (2から9までを除く。)	3月、6月、9月及び 12月の各5日	様式第1
2	前月の1日から末日までにおける特殊勤務手当(死体取扱作業)の受給対象人員	毎月 5日	様式第2
3	前月の1日から末日までにおける特殊勤務手当(爆発物解体処理等作業)の受給対象人員	同 上	様式第4
4	前月の1日から末日までにおける特殊勤務手当(緊急呼出事件事故処理作業)の受給対象人員	同 上	様式第5
5	暴風雨下における特殊勤務手当(水防・災害復旧作業)の受給対象人員	別に指示する日	様式第7 の2
6	災害等発生時における特殊勤務手当(災害応急作業等)の受給対象人員	同 上	様式第8
7	国際緊急援助隊の派遣に係る特殊勤務手当(国際緊急援助活動業務)の受給対象人員	同 上	様式第9
8	前月の1日から末日までにおける特殊勤務手当(核原料物質等輸送警備作業)の受給対象人員	毎月 5日	様式第10
9	前月の1日から末日までにおける特殊勤務手当(銃器犯罪捜査等作業)の受給対象人員	同 上	様式第11
10	前月の1日から末日までにおける特殊勤務手当(遠隔地水上警戒業務)の受給対象人員	別に指示する日	様式第12





別表

手当の種類、支給要件等

手当の種類	作業名	支給要件	根拠規定
警察職員の特殊勤務手当	私服犯罪捜査作業（主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査、被疑者逮捕作業、海外犯罪情報収集作業並びに警衛及び警護に従事した場合（銃器犯罪捜査等作業に該当するものを除く。）をいう。）	生活安全、刑事、交通（重大又は悪質な交通事件捜査を扱う部署に限る。）及び警備部門に属して犯罪予防及び捜査、被疑者逮捕作業若しくは海外犯罪情報収集作業に従事したとき、又は指定警護要員が身辺の警衛若しくは同行の警護に従事したとき。	条例第21条 規則第11条 別表第2の1の項
	犯罪鑑識作業（指紋手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器、弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業をいう。）	鑑識部門に属して、当該作業に従事したとき。	同上 別表第2の2の項
	無線自動車等の運転作業（交通捜査作業及び核原料物質等輸送警備作業に該当するものを除く。）	警ら用無線自動車の運転作業に従事したとき。	同上 別表第2の3の項
	交通捜査作業（交通捜査（人身交通事故事件その他の交通事件に係る捜査をいう。）及び交通整理の作業をいう。）	交通部門に属して、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）において交通捜査作業に従事したとき、又は高速道路等以外の道路において交通捜査作業に従事したとき。	同上 別表第2の4の項

留置施設看守作業（留置施設の看守及び保護室における保護の作業をいう。）	留置施設（検察庁内同行室を含む。）において被留置者の看守又は保護室において被保護者の保護の作業に従事したとき。	同 上 別表第2の6の項
特殊機械保守作業	情報管理課、刑事企画課及び運転免許試験課における電子計算機端末機器、交通規制課における交通管制機器、交通捜査課におけるステレオカメラ図化機並びに通信指令課、警察署指令室及びパトカーの運用に伴う無線機の操作及び保守作業に従事したとき。	同 上 別表第2の8の項
術科指導作業	逮捕術、けん銃操法、柔道、剣道及び体育の術科指導作業に従事したとき。	同 上 別表第2の9の項
死体取扱作業	検視、検証、実況見分、死体収容、死体解剖等の際し、直接死体に接触する作業に従事したとき。	同 上 別表第2の10の項
警ら作業	駐在所、交番、警備派出所等に勤務し、警ら、巡回連絡及び警戒の作業に従事したとき。	同 上 別表第2の11の項
特別救助作業（特に足場の悪い断がい又は激流の中若しくはこれに相当する危険な場所においてロープを用い、人命を救助する作業をいう。）	警備部機動隊員による断がい又は激流等危険な場所においてロープを使用した、いわゆるレインジヤーによる人命救助作業に従事したとき。	同 上 別表第2の13の項
夜間特殊業務（正規の勤務時間の全部又は一部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前）の間をいう。以下同じ。）に	正規の勤務時間の深夜において、刑事、保安、警備、交通及び保護事件の捜査及び処理の業務に従事したとき。	同 上 別表第2の14の項

<p>において行われる警備、保安、事件の捜査及び処理等の業務をいう。)</p>		
<p>爆発物解体処理等作業</p>	<p>触発性又は時限性の爆発物及びその疑いのある物（以下「爆発物等」という。）の爆発を防止するための当該物件の撤去、運搬及び解体作業、特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業並びに特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業に従事したとき。</p>	<p>同 上 別表第2の16の項</p>
<p>路上試験作業（道路において行う自動車運転免許の技能試験（当該試験の前に行う技能診断を含む。）作業をいう。）</p>	<p>京都府公安委員会が指定した技能試験官が道路において行う自動車運転免許の技能試験作業に従事したとき、又は講習指導員が道路において行う技能診断作業に従事したとき。</p>	<p>同 上 別表第2の17の項</p>
<p>緊急呼出事件事故処理作業（緊急の呼出しにより夜間（午後9時後翌日午前5時前の間をいう。）において行われる突発的に発生した事件事故等の処理作業をいう。）</p>	<p>緊急の呼出しにより、夜間に犯罪捜査、犯罪鑑識、交通取締り、交通事故処理、爆発物解体処理等、人命救助及び警備の業務に従事したとき（管理職員を除く。）。</p>	<p>同 上 別表第2の18の項</p>
<p>国際緊急援助活動業務</p>	<p>国際警察緊急援助隊隊員として、海外の地域において国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する救助活動、救急活動及び災害応急対策の</p>	<p>同 上 別表第2の19の項</p>

		ための作業に従事したとき。	
	核原料物質等輸送警備作業 (核物質の防護に関する条約 (昭和63年条約第6号) 附属 書Ⅱの第1群の核物質に係る 作業に限る。)	核物質の防護に関する条約 附属書Ⅱに規定する第1群の 核物質を輸送する場合におい て、当該輸送車両に追従及び 先導等の形態により、車列の 一員として警備の業務に従事 したとき。	同 上 別表第2の20の項
	銃器犯罪捜査等作業(防弾 装備を着装し、武器を携帯し て行われる銃器犯罪捜査等の 作業をいう。)	銃器又は銃器と思料される 物を使用している犯罪現場に おける犯人の逮捕等の作業及 びこれに付随して行われる固 定配置の作業、銃器を使用し た犯人及び銃器を所持してい る犯人の逮捕の作業並びに銃 器を使用した犯人の逮捕の作 業に付随して行われる固定配 置の作業、銃器が使用された 暴力団の対立抗争事件に伴う 暴力団事務所等に対する張付 け警戒の作業及び暴力団等に よる保護対象者に対する危害 を未然に防止するために行わ れる保護対策の作業に従事し たとき。	同 上 別表第2の21の項
	遠隔地水上警戒業務	当該業務に従事したとき。	同 上 別表第2の22の項
夜間通信業 務に従事する 職員の特殊勤 務手当	夜間通信業務(正規の勤務 時間の全部又は一部が深夜に おいて行われる有線及び無線 通信設備の運用又は保守の作 業をいう。)	装備課において夜間通信業 務に従事する職員が、正規の 勤務時間の深夜において、有 線及び無線通信設備の運用又 は保守の業務に従事したとき 。	条例第7条の3
船舶に乗り 組む船員等の	船員作業(府の船舶(船員 法第1条第1項に掲げる船舶	府の船舶に乗り組む船員及 び常時船舶に乗り組むことを	条例第8条

特殊勤務手当	)に乗り組む船員が船舶に乗り組む作業をいう。)	職務とする職員が船舶に乗り組んだとき。	
潜水作業に従事する職員の特殊勤務手当	潜水作業	警備部機動隊員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	条例第9条 規則第6条の3
特別の特殊勤務手当	高圧汽かん保守作業	高圧汽かん（ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年労働省令第3号）の適用を受けるものに限る。）の保守作業に従事したとき。	条例第23条、規則第12条第1項第3号
	水防・災害復旧作業	暴風雨下において、破堤等の警戒巡視、水防作業現場における水防作業又はその指導監督及び災害復旧工事現場における応急復旧作業又はその指導監督の作業のうち、特に危険な作業に従事したとき。	同上 同条同項第23号
	災害応急作業等	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業若しくはこれらに相当する作業（以下「災害警備等の作業」という。）のうち、都道府県警察に災害警備本部が設置された場合若しくは大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、災害警備等の作業に引き続き2日（午前0時を挟む2日をいう。）以上従事したとき、又は人命救助の作業で著しく危険であると人	同上 同条同項第24号

		事委員会事務局長が認めるものに従事したとき。	
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	航空機の操縦作業	機動警ら課において航空機の操縦を本務とする職員（航空法（昭和27年法律第 231号）第24条の規定による事業用操縦士の資格を有する職員に限る。）が航空機の操縦業務に従事したとき。	条例第21条の2 第1項第1号
	航空機の整備作業	機動警ら課において航空機の整備を本務とする職員（航空法第24条の規定による航空整備士の資格を有する職員に限る。）が航空機の整備業務に従事したとき。	同条同項第2号
	航空機の搭乗作業 （航空機の操縦及び整備作業を除く。）	犯罪捜査、警備活動、人命救助、捜索救難及び災害警戒（訓練を含む。）並びに交通活動、広報活動、操縦練習及び搭載器材の点検整備その他人事委員会の認める業務に従事するため航空機に搭乗したとき。	同条同項第3号 規則第11条の2 第1項

様式第 1

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
 (警務部警務課長)

第 年 月 日  
 (所属長)

特殊勤務手当受給対象人員報告書 ( 月分)

番号	作業の内容	対象人員	対象人員のうち		
			入校者の人員	長期療養者等の人員	
1	私服犯罪捜査	生活安全			
		刑事			
		交通			
		警備			
2	鑑識	現場			
		現場以外			
3	無線自動車等運転	( )	( )	( )	
6	留置施設(保護室)看守	( )	( )	( )	
8	特殊機械保守	( )	( )	( )	
9	術科指導				
11	警ら	駐在所以外	( )	( )	( )
		駐在所			
13	特別救助(機動隊)	( )	( )	( )	
14	夜間特殊業務	交替制勤務			
		毎日制勤務			
	夜間通信(装備課)				
	高圧汽缶保守				
	潜水(機動隊)				
	船員(舞鶴署、宮津署)				
	運転免許試験				
	航空機操縦(機動警ら課)				
	航空機整備(機動警ら課)				
合計		( )	( )	( )	

- 注 1 対象人員は、1日現在の人員を記入すること。
- 2 入校者の人員及び長期療養者等の人員欄に記入する数は、対象人員欄の数の内数とすること。
- 3 入校者及び長期療養者は、その月中に20日以上勤務しない者及び勤務しないと見込まれる者を記入すること。
- 4 ( )内は、14号作業の対象人員を内数として記入すること。

様式第 2

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
 (警務部警務課長)

第 号  
 年 月 日  
 (所属長)

特殊勤務手当 (死体取扱作業) 受給対象人員報告

( 月 1 日 ~ 月 末日 )

取 扱 年月日	死 体 の 状 況				取 扱 従 事 者		備 考
	氏 名	年 齢	性 別	死 因 ( 交 通 事 故 その他の別 )	人 員	取 扱 内 容	
・ ・							
計	人						

- 注 1 「死因」の欄は、交通事故、その他の別で記入すること。  
 2 取扱内容は、別表に掲げる支給要件の例示作業に従い記入すること。  
 3 備考欄には、取り扱った死体の損傷の程度を別に定める区分に従い、番号で記入すること。



様式第 3 削除

様式第 4

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
 (警務部警務課長)

第 号  
 年 月 日  
 (所属長)

特殊勤務手当 (爆発物解体処理等作業) 受給対象人員報告

( 月 1 日 ~ 月 末日 )

月日	作業名	作業の内容					備考
		場所	作業の経過	爆発物等の内容 (状態)	所要時間	従事人員	
計							

- 注 1 支給対象事案別、作業名別に区分して記入すること。
- 2 「作業名」欄には、職員の特殊勤務手当に関する規則 (京都府人事委員会規則 6-3) 別表第 2 の 16 の項に規定する作業の区分に従い、爆発物解体処理、特殊危険物質 (処理)、特殊危険物質 (危険区域内)、特殊危険物質 (実験) の別を記入すること。
- 3 「作業の経過」欄には、発見から作業終了までの作業経過を簡記すること。
- 4 「爆発物等の内容 (状態)」欄には、爆発物解体処理にあつては作業の対象となつた爆発物等の名称又は商品名を、特殊危険物質処理等にあつては発散、発散以外、なしの別で記入すること。
- 5 「備考」欄には、他の所属の職員と共同して作業した場合に当該所属の名称及び人員を記入すること。

様式第 5

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿  
(警務部警務課長)

第 号  
年 月 日  
(所属長)

特殊勤務手当 (緊急呼出事件事故処理作業) 受給対象人員報告

( 月 1 日 ~ 月 末日)

月 日	事 件 名 等	作 業 時 間	従 事 人 員	備 考
月 日		: ~ :	人	

月 日		: ~ :	人	
合 計			人	

様式第 6

緊急呼出事件事故処理作業手当整理簿

年 月分

作成者 係名 階級 氏名 ㊟

日	事 件 名 等	従 事 時 間	係	氏 名
		: ~ :		

		: ~ :		
--	--	-------	--	--

注 従事時間欄は、24時間制で記入すること。

様式第7

年 月 日 廃棄

殿

第 号

年 月 日

地域部機動警ら課長

航空機搭乗実績通知（報告）書（ 月分）

搭 乗 月 日	階級	氏 名	搭 乗 実 績			備 考
			離 陸	着 陸	搭 乗 時 間	
計						

注 前月21日から当月20日までの実績を計上すること。

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
 (警務部警務課長)

第 号  
 年 月 日

(所属長)

特殊勤務手当 (水防・災害復旧作業) 受給対象人員報告

( 月 1 日 ~ 月 末日 )

氏 名	課 (係)	従 事 期 間	作 業 種 別			場 所	備 考
			破堤等の 警戒巡視	水防作業又は指導 監督	復旧作業又は指導 監督		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
		月 日 ~ 月 日	日	日	日		
合 計			日	日	日		

- 注 1 「従事期間」欄には、水防・災害復旧作業に直接従事した期間を記入すること。  
 2 「作業種別」欄には、当該作業に従事しなかった日を含めないこと。

様式第 8

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
 (警務部警務課長)

第 号  
 年 月 日

(所属長)

特殊勤務手当 (災害応急作業等) 受給対象人員報告

氏 名	従事期間 ( 日間)	作 業 種 別			場 所	備 考
		人命救助	そ の 他	計		
	月 日 ~ 月 日 ( 日間)	日 ( )	日 ( )	日 ( )		
	月 日 ~ 月 日 ( 日間)	日 ( )	日 ( )	日 ( )		
合 計		日 ( )	日 ( )	日 ( )		

注 1 「従事期間 ( 日間)」欄には、引き続き災害応急作業等に従事した期間を記入し、途中に当該災害応急作業等に従事しなかつた日を含めないこと。

2 「作業種別」欄の ( ) 内には、立入禁止区域等で作業に従事した日数を内数で記入すること。

様式第 9

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
 (警務部警務課長)

第 号  
 年 月 日  
 機 動 隊 長

特殊勤務手当 (国際緊急援助活動業務) 受給対象人員報告

- 1 派遣先
- 2 派遣期間  
 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
- 3 派遣者及び作業内訳

年 月 日	氏 名	作 業 種 別	備 考
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

注 作業種別は、別表に掲げる支給要件の例示作業に従い記入すること。

様式第10

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
 (警務部警務課長)

第 号  
 年 月 日  
 (所属長)

特殊勤務手当 (核原料物質等輸送警備作業) 受給対象人員報告

( 月 1 日 ~ 月 末日)

月 日	核原料物質等の特徴		従事時間	従事人員	備考
	名 称	形 態 及 び 量			
計					

注 「形態及び量」欄には、照射、未照射の別、濃縮度 (%) 及び量 (kg) を記入すること。





様式第12

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
( 警 務 課 長 )

第 号  
年 月 日

(所属長)

特殊勤務手当（遠隔地水上警戒業務）受給対象人員報告

1 派遣先

2 派遣期間

年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)

3 派遣者及び業務種別

年 月 日	氏 名	業 務 種 別	備 考
・			
・			
・			
・			

注 「業務種別」欄には、特殊勤務手当の支給について（昭和49. 1. 30：9京務第57号）の例規通達5の(12)のアに定める業務の区分に従い、警戒、だ捕防止警戒の別を記入すること。